
令和4年度
行政対象暴力に関する
アンケート
(調査結果)

令和4年12月

調査主体 全国暴力追放運動推進センター
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
調査機関 一般社団法人輿論科学協会

はじめに

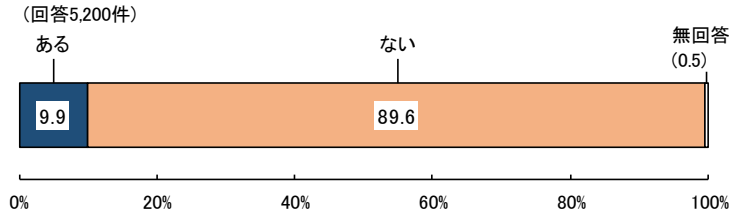
本資料は、行政対象暴力の現状を把握し、今後の対策のあり方を検討するために、令和4年8月から9月にかけて、国の行政機関の地方支分部局等及び全国の自治体を対象に、暴力団等反社会的勢力による不当な要求等の実態、これに対する行政機関の対応、行政機関からの警察、弁護士会、暴力追放運動推進センターに対する要望等をアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各行政機関等の関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

II 調査結果の概要

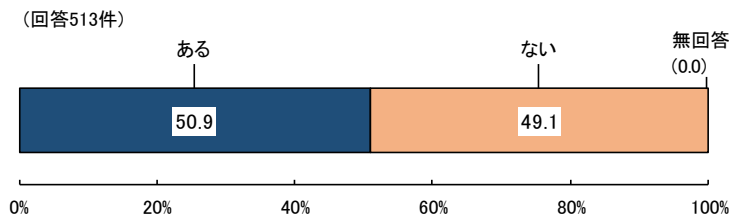
1 不当要求等の有無

過去に、「職務（許認可・指導監督・公金支給等の権限行使、入札・随意契約、その他）」や「機関紙（誌）の購読」、「物品の購入等」に関して違法な行為や不当要求（以下「不当要求等」という。）を受けた経験の有無をたずねると、「ある」が9.9%（513件）となっている。

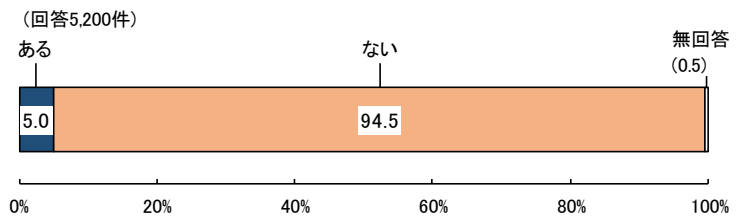


2 最近1年間における不当要求等の有無

過去に不当要求等を受けたことが「ある」と答えた513件に、最近1年間に不当要求等があったかをたずねると、「ある」が50.9%（261件）となっている。



最近1年間に不当要求等が「ある」とした261件は、本アンケートにおける全回答者5,200件の5.0%である。



I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ① 調査方法 郵送法
- ② 調査対象 (1) 国の行政機関の地方支分部局等
3,400機関
(2) 全国の自治体1,788団体（都道府県、市町村及び特別区）における10,728部門（1団体につき総務、公共事業、環境、福祉、不動産、教育関係の6部門にあてアンケート6通を送付）
- ③ 調査時期 令和4年8月から9月

2 回収結果

調査票の回収数は、5,200通（回収率36.8%）であった。

3 本資料での注意事項

本資料において、回答は実数を基に構成比率を百分率で表記している。各項目の構成比率は小数第2位を四捨五入しているため、比率の和が100%にならないことがある。また、複数回答可の項目においては比率の和は概ね100%を超える。

【参考：最近1年間に不当要求を受けた経験】

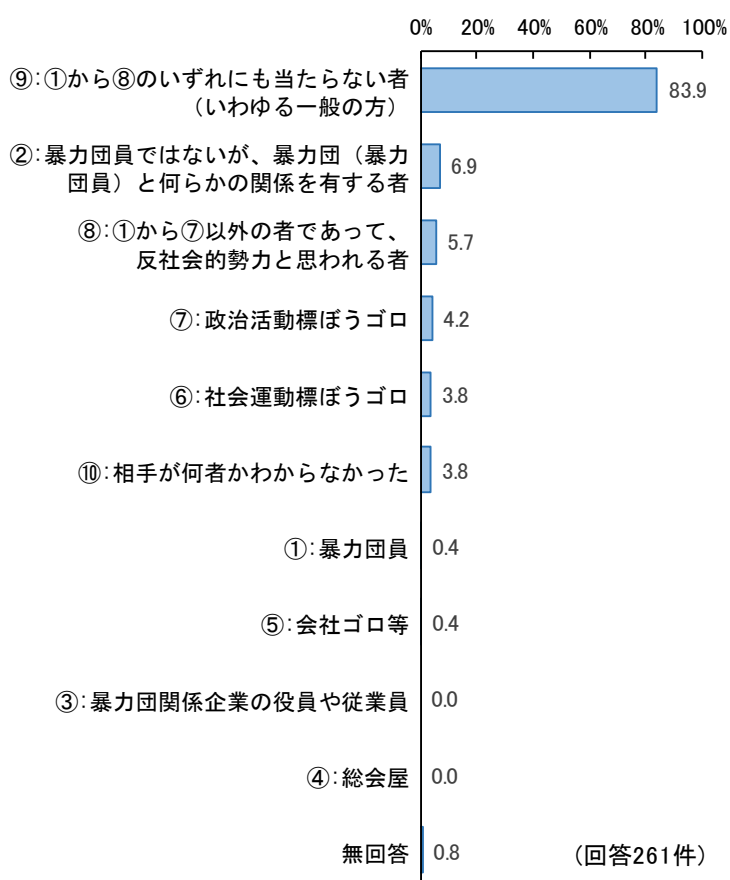
	平成25年	平成27年	令和元年	令和4年
調査対象	国の機関	自治体	国の機関及び自治体	
回収数	2,919件	2,905件	7,226件	5,200件
ある	57件	94件	309件	261件
比率	2.0%	3.2%	4.3%	5.0%

3 最近1年間に不当要求等を行ってきた者

(複数回答可)

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた261件に、不当要求等を行ってきた者をたずねると、「①から⑧のいずれにも当たらない者(いわゆる一般の方)」が83.9%(219件)と最も多く、以下「暴力団員ではないが、暴力団(暴力団員)と何らかの関係を有する者」が6.9%(18件)、「①から⑦以外の者であって、反社会的勢力と思われる者」が5.7%(15件)、「政治活動標ぼうゴロ」が4.2%(11件)と続く。

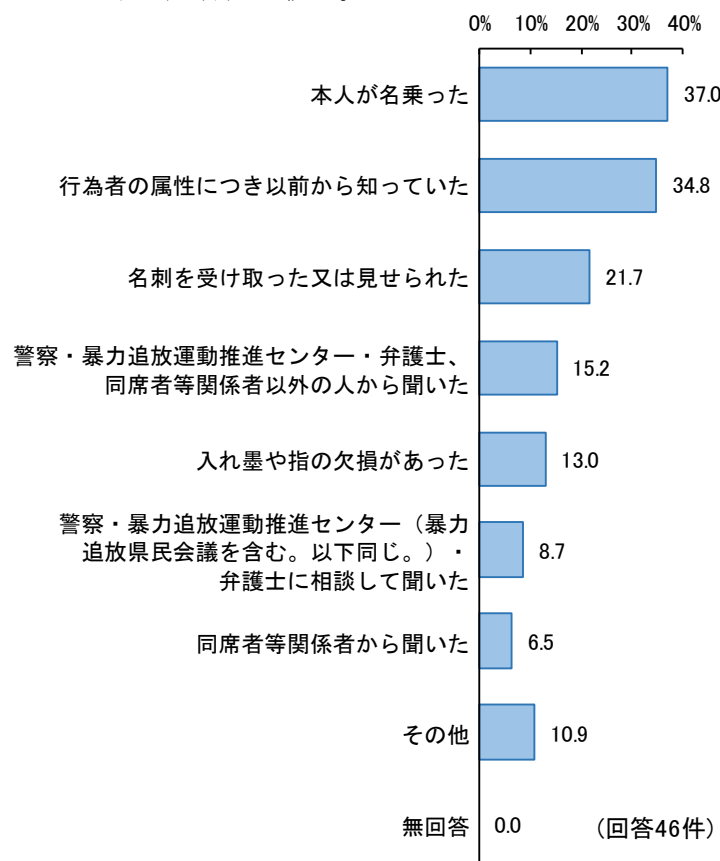
なお、最近1年間に不当要求等を行ってきた者が、暴力団等反社会的勢力であると認識した行政機関等は46件であった。



3-1 最近1年間の不当要求者の属性を認識した理由について

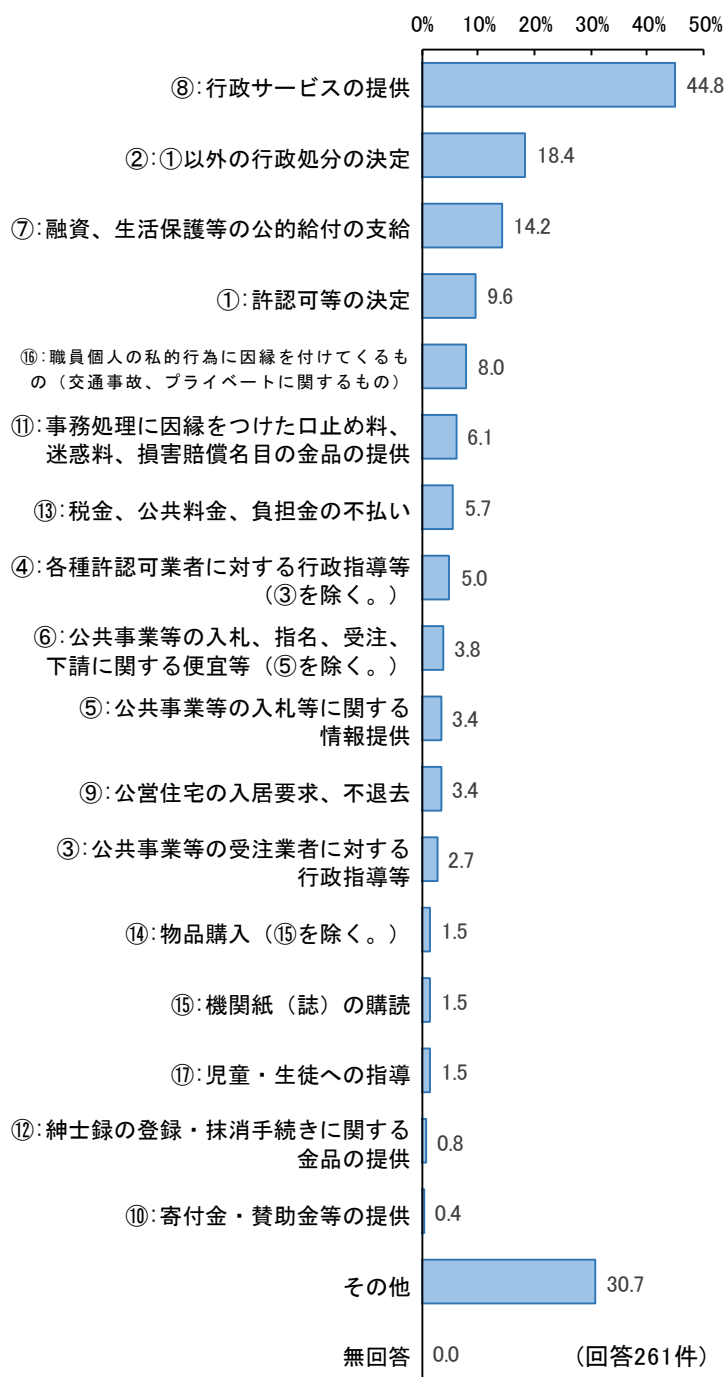
(複数回答可)

最近1年間に不当要求等を行ってきた者が暴力団等反社会的勢力であると認識した46件に、認識できた理由をたずねると、「本人が名乗った」が37.0%(17件)と最も多く、以下「行為者の属性につき以前から知っていた」が34.8%(16件)、「名刺を受け取った又は見せられた」が21.7%(10件)、「警察・暴力追放運動推進センター・弁護士、同席者等関係者以外の人から聞いた」が15.2%(7件)と続く。



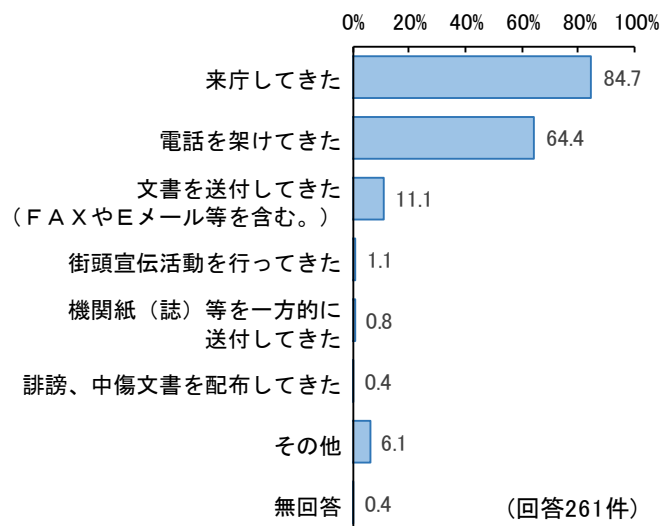
4 最近1年間の不当要求等の内容（複数回答可）

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた261件に、不当要求等の内容をたずねると、「行政サービスの提供」が44.8%（117件）と最も多く、以下「①以外の行政処分の決定」が18.4%（48件）、「融資、生活保護等の公的給付の支給」が14.2%（37件）、「許認可等の決定」が9.6%（25件）と続く。



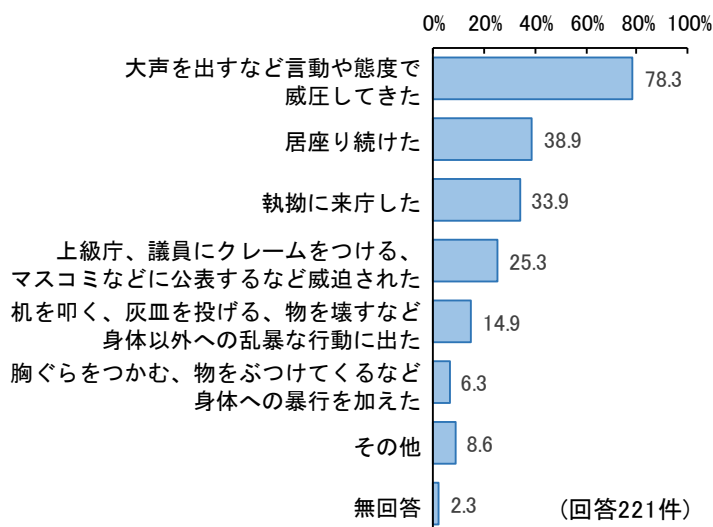
5 最近1年間の不当要求等の態様（複数回答可）

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた261件に、不当要求等の態様をたずねると、「来庁してきた」が84.7%（221件）と最も多く、以下「電話を架けてきた」が64.4%（168件）、「文書を送付してきた（FAXやEメール等を含む。）」が11.1%（29件）と続く。



5-1 来庁時の態様（複数回答可）

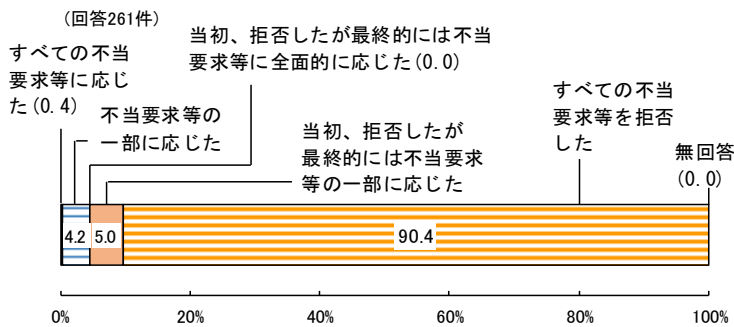
最近1年間に不当要求等があり、要求者が「来庁してきた」と答えた221件に、来庁時の相手方の不当要求等の態様をたずねると、「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」が78.3%（173件）と最も多く、以下「居座り続けた」が38.9%（86件）、「執拗に来庁した」が33.9%（75件）、「上級庁、議員にクレームをつける、マスコミなどに公表するなど威迫された」が25.3%（56件）と続く。



6 最近1年間の不当要求等への対処の仕方

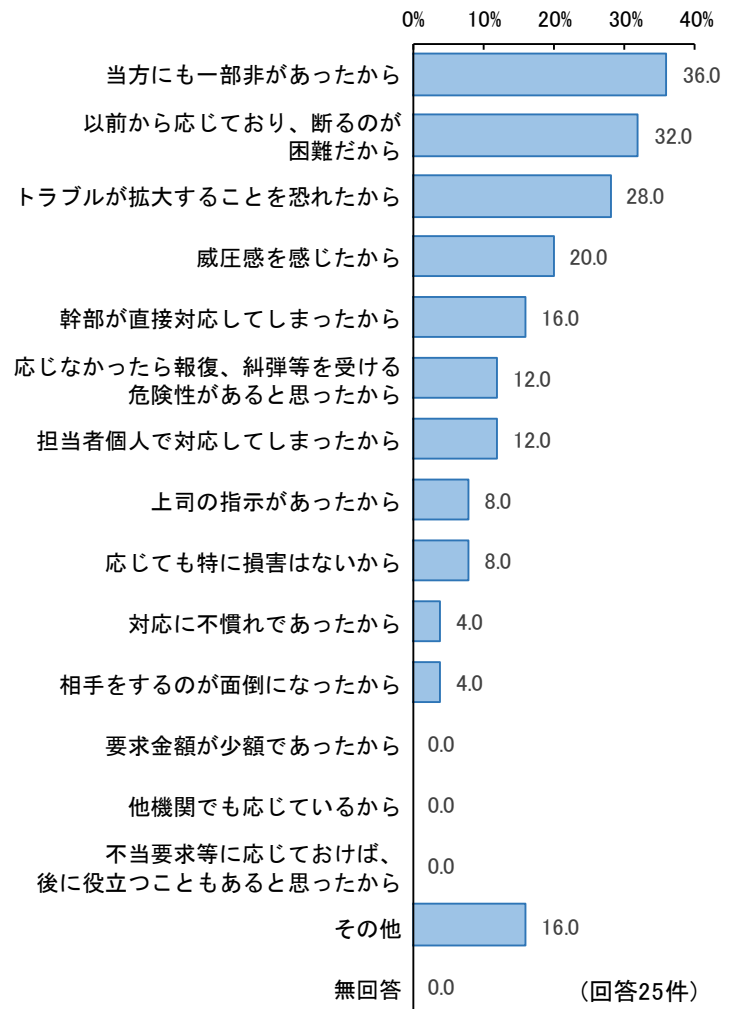
最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた 261 件に、不当要求等の問題にどのように対処したかをたずねると、「すべての不当要求等を拒否した」が 90.4% (236 件) となっている。

一方、「当初、拒否したが最終的には不当要求等の一部に応じた」が 5.0% (13 件)、「不当要求等の一部に応じた」が 4.2% (11 件)、「すべての不当要求等に応じた」が 0.4% (1 件) となっている。



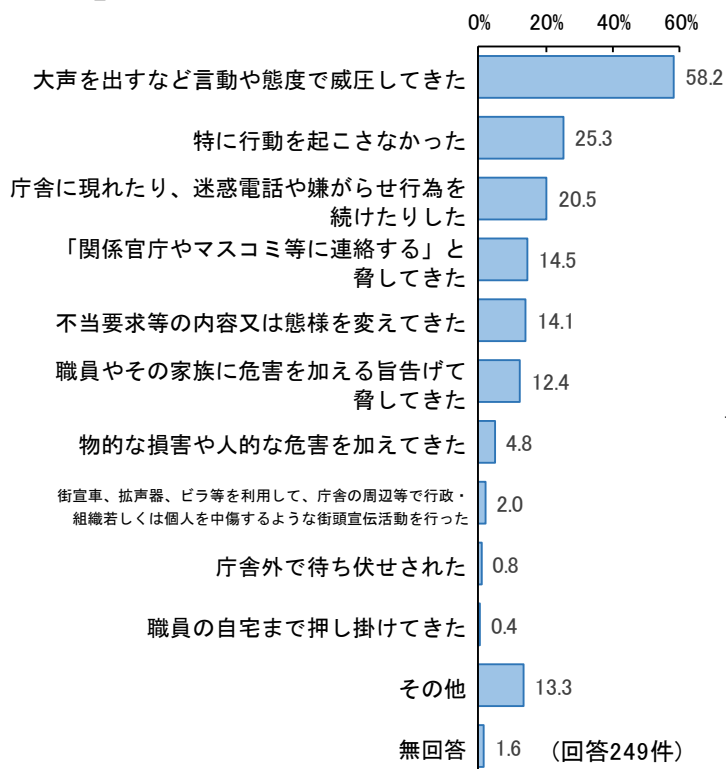
6-1 不当要求等に応じた理由（複数回答可）

最近1年間に不当要求等があり、「すべての不当要求等に応じた」、「不当要求等の一部に応じた」、「当初、拒否したが最終的には不当要求等の一部に応じた」と答えた 25 件に、不当要求等に応じた理由をたずねると、「当方にも一部非があったから」が 36.0% (9 件) と最も多く、以下「以前から応じており、断るのが困難だから」が 32.0% (8 件)、「トラブルが拡大することを恐れたから」が 28.0% (7 件)、「威圧感を感じたから」が 20.0% (5 件) と続く。



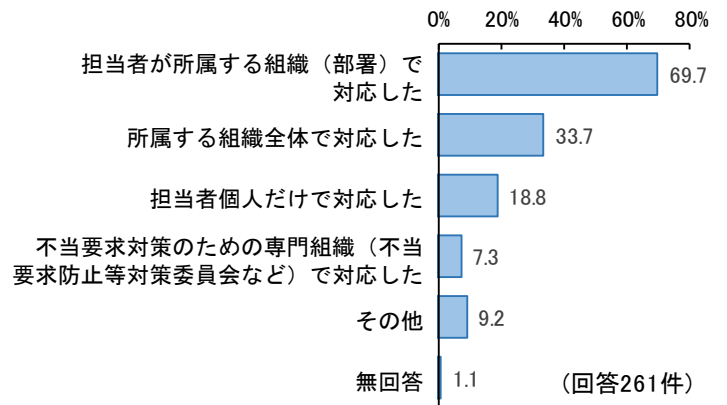
6-2 不当要求等を拒否した場合の相手方の具体的な行動（複数回答可）

最近1年間に不当要求等があり、「当初、拒否したが最終的には不当要求等の一部に応じた」、「すべての不当要求等を拒否した」と答えた249件に拒否したときに相手はどうしたかをたずねると、「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」が58.2%（145件）と最も多く、以下「特に行動を起こさなかった」が25.3%（63件）、「庁舎に現れたり、迷惑電話や嫌がらせ行為を続けたりした」が20.5%（51件）、「『関係官庁やマスコミ等に連絡する』と脅してきた」が14.5%（36件）と続く。



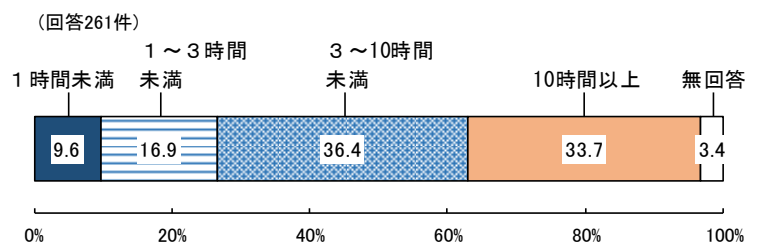
7 最近1年間の不当要求等への対応（複数回答可）

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた261件に、不当要求等にどのように対応したかをたずねると、「担当者が所属する組織（部署）で対応した」が69.7%（182件）と最も多く、以下「所属する組織全体で対応した」が33.7%（88件）、「担当者個人だけで対応した」が18.8%（49件）、「不当要求対策のための専門組織（不当要求防止等対策委員会など）で対応した」が7.3%（19件）と続く。



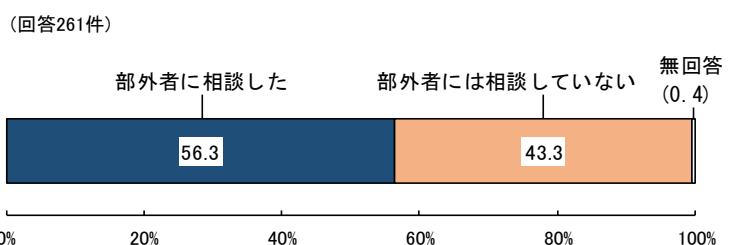
8 最近1年間の不当要求等の対応に要した時間

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた261件に、不当要求等の対応を余儀なくされた延べ時間をたずねると、「3～10時間未満」が36.4%（95件）と最も多く、以下「10時間以上」が33.7%（88件）、「1～3時間未満」が16.9%（44件）、「1時間未満」が9.6%（25件）と続く。



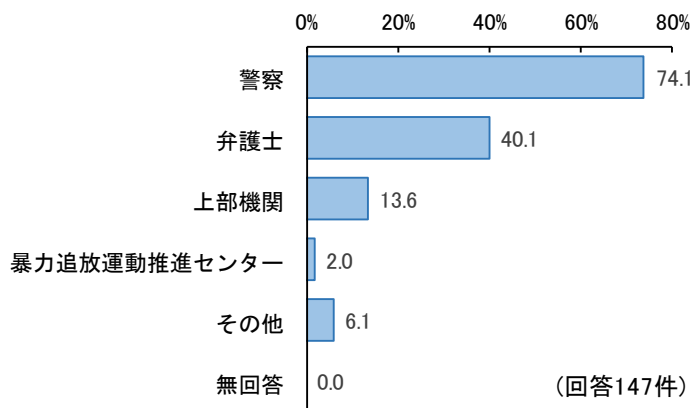
9 最近1年間の不当要求等への対処に際して部外者への相談の有無

最近1年間に不当要求等が「ある」と答えた261件に、不当要求等の対処に際して部外者に相談したかをたずねると、「部外者に相談した」が56.3%（147件）、「部外者には相談していない」が43.3%（113件）となっている。



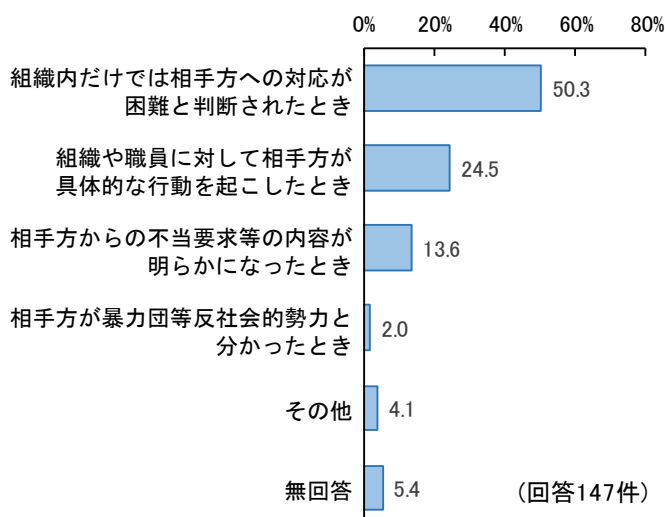
9-1 対処に際しての相談先（複数回答可）

最近1年間に不当要求等があり、「部外者に相談した」と答えた147件に、相談先をたずねると、「警察」が74.1%（109件）と最も多く、以下「弁護士」が40.1%（59件）、「上部機関」が13.6%（20件）、「暴力追放運動推進センター」が2.0%（3件）と続く。



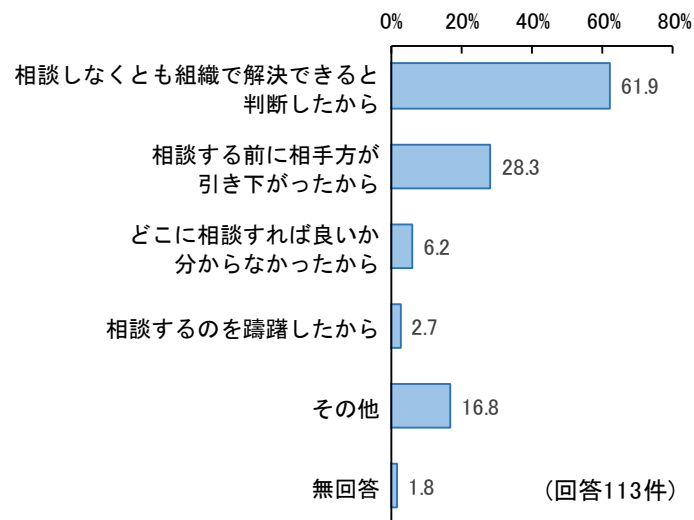
9-2 部外者への相談時期

最近1年間に不当要求等があり、「部外者に相談した」と答えた147件に、相談時期をたずねると、「組織内だけでは相手方への対応が困難と判断されたとき」が50.3%（74件）と最も多く、以下「組織や職員に対して相手方が具体的な行動を起こしたとき」が24.5%（36件）、「相手方からの不当要求等の内容が明らかになったとき」が13.6%（20件）、「相手方が暴力団等反社会的勢力と分かったとき」が2.0%（3件）と続く。



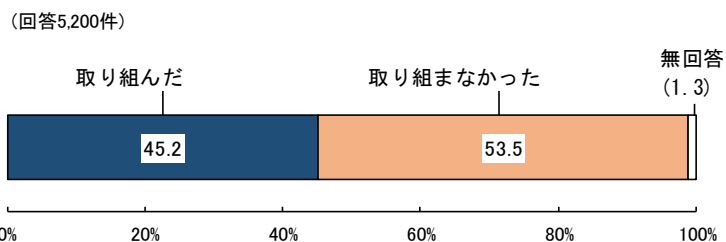
9-3 部外者に相談しない理由（複数回答可）

最近1年間に不当要求等があり、「部外者には相談していない」と答えた113件に、「相談しなくとも組織で解決できると判断したから」が61.9%（70件）と最も多く、以下「相談する前に相手方が引き下がったから」が28.3%（32件）、「どこに相談すれば良いか分からなかったから」が6.2%（7件）、「相談するのを躊躇したから」が2.7%（3件）と続く。



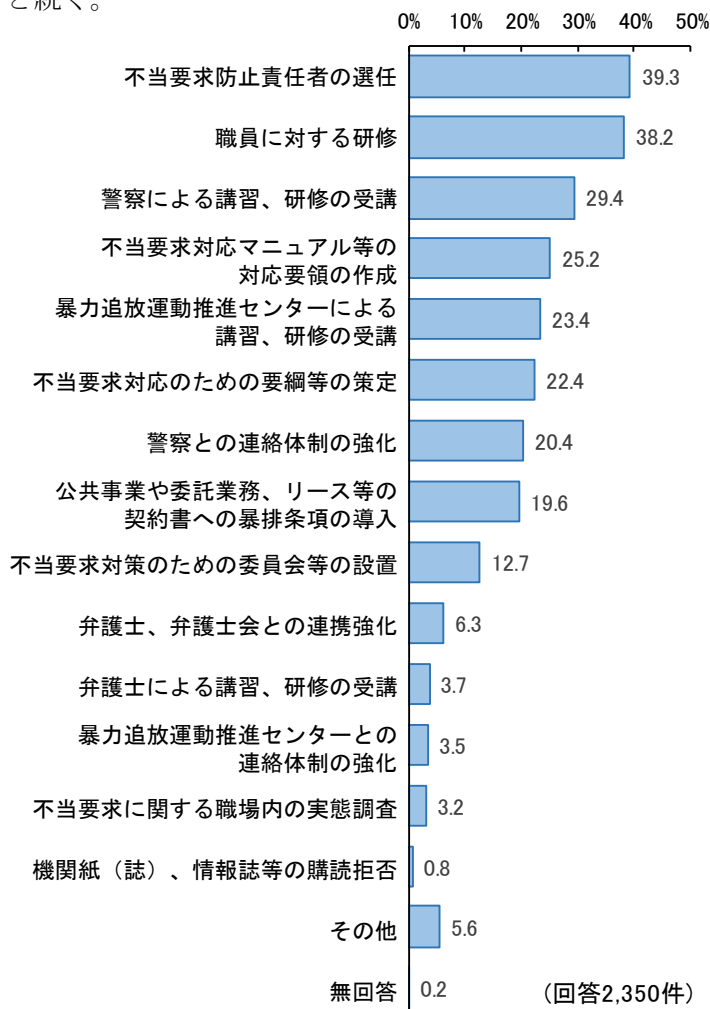
10 不当要求等対策の取組の有無

すべての回答者に、前回調査以降（令和元年7月以降）に不当要求等への対策に取り組んだかをたずねると、「取り組んだ」が45.2%（2,350件）、「取り組まなかった」が53.5%（2,781件）となっている。



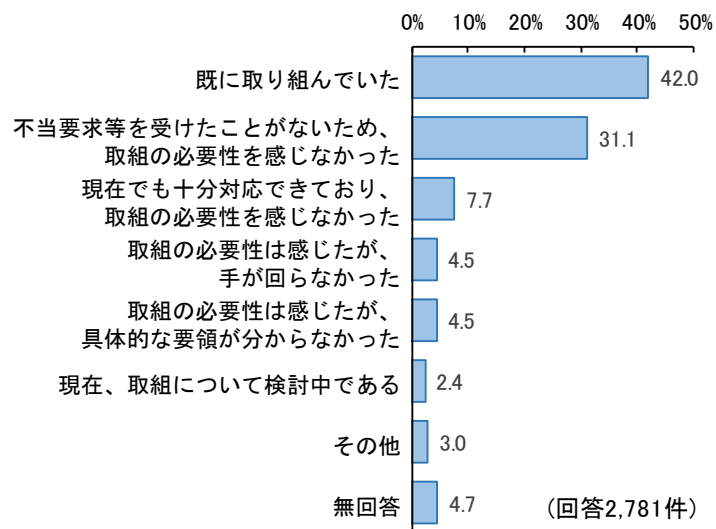
10-1 不当要求等対策の取組内容（複数回答可）

前回調査以降に不当要求等への対策に「取り組んだ」と答えた2,350件に、取組内容をたずねると、「不当要求防止責任者の選任」が39.3%（924件）と最も多く、以下「職員に対する研修」が38.2%（897件）、「警察による講習、研修の受講」が29.4%（690件）、「不当要求対応マニュアル等の対応要領の作成」が25.2%（593件）と続く。



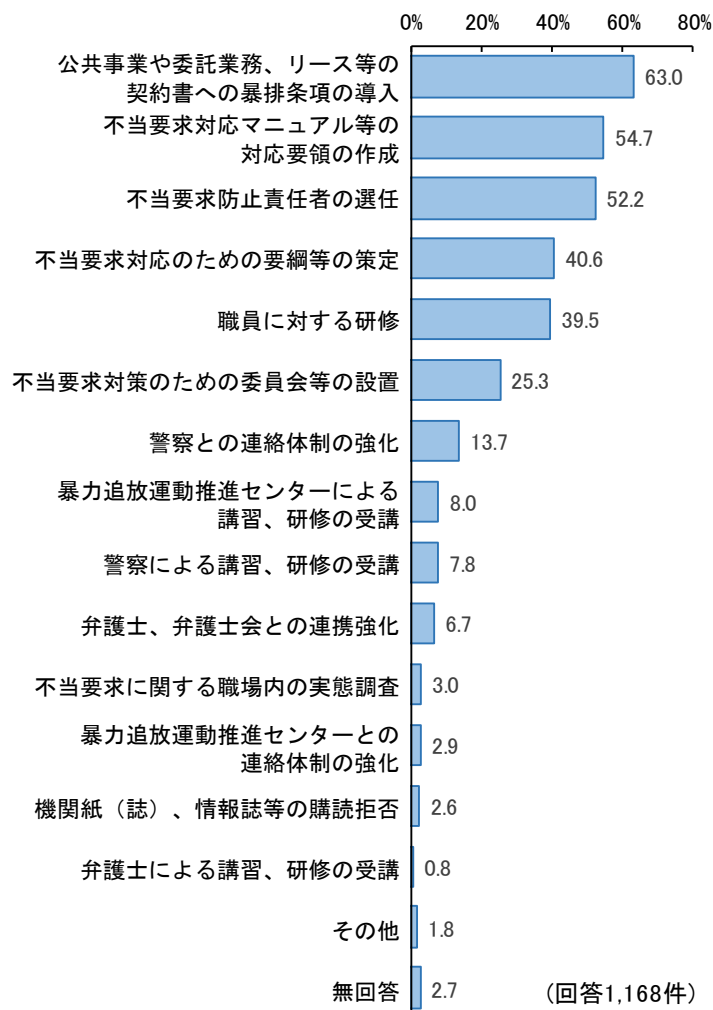
10-2 不当要求等対策の取組を行っていない理由

前回調査以降に不当要求等への対策に「取り組まなかった」と答えた2,781件に、取り組んでいない理由をたずねると、「既に取り組んでいた」が42.0%（1,168件）と最も多く、以下「不当要求等を受けたことがないため、取組の必要性を感じなかった」が31.1%（866件）、「現在でも十分対応できており、取組の必要性を感じなかった」が7.7%（215件）、「取組の必要性は感じたが、手が回らなかった」、「取組の必要性は感じたが、具体的な要領が分からなかった」がともに4.5%（125件）と続く。



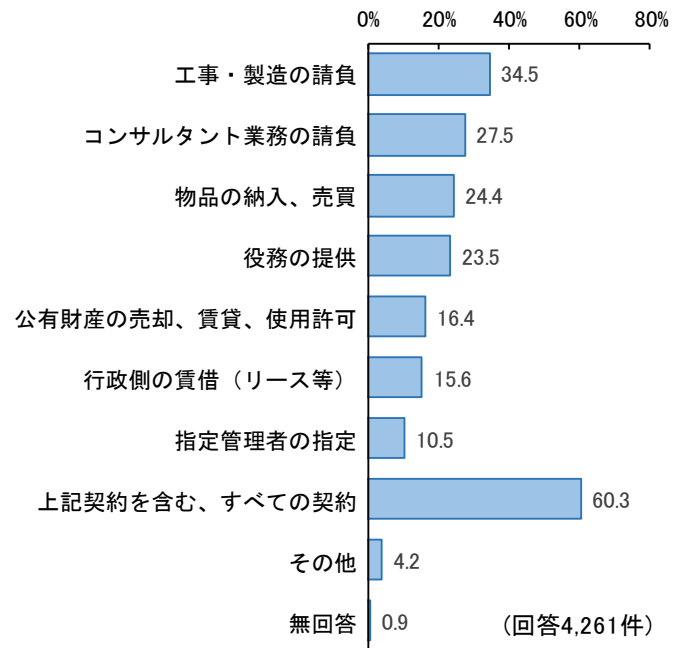
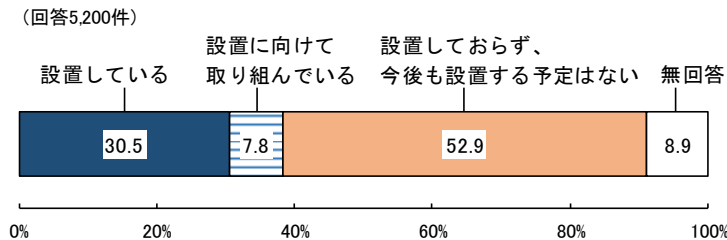
10-3 既に取り組んでいた取り組み内容（複数回答可）

前回調査以降に不当要求等への対策に取り組まなかった理由として「既に取り組んでいた」と答えた1,168件に、取組内容をたずねると、「公共事業や委託業務、リース等の契約書への暴排条項の導入」が63.0%（736件）と最も多く、以下「不当要求対応マニュアル等の対応要領の作成」が54.7%（639件）、「不当要求防止責任者の選任」が52.2%（610件）、「不当要求対応のための要綱等の策定」が40.6%（474件）と続く。



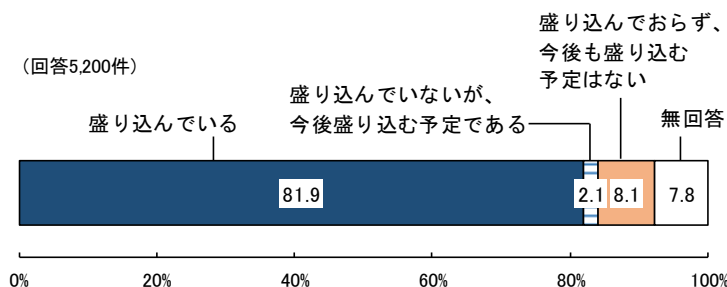
11 専門組織の設置

すべての回答者に、不当要求等の対策として、専門組織（[不当要求行為等防止対策要綱に基づく] 不当要求防止等対策委員会、対策室など）を設置しているかをたずねると、「設置している」が30.5%（1,584件）、「設置に向けて取り組んでいる」が7.8%（403件）、「設置しておらず、今後も設置する予定はない」が52.9%（2,749件）となっている。



12 契約書・契約規定等への暴力団排除条項の有無について

すべての回答者に、各種契約に際し、契約書や契約に関する規定等に暴力団排除条項を盛り込んでいるかをたずねると、「盛り込んでいる」が81.9%（4,261件）、「盛り込んでいないが、今後盛り込む予定である」が2.1%（108件）、「盛り込んでおらず、今後も盛り込む予定はない」が8.1%（423件）となっている。

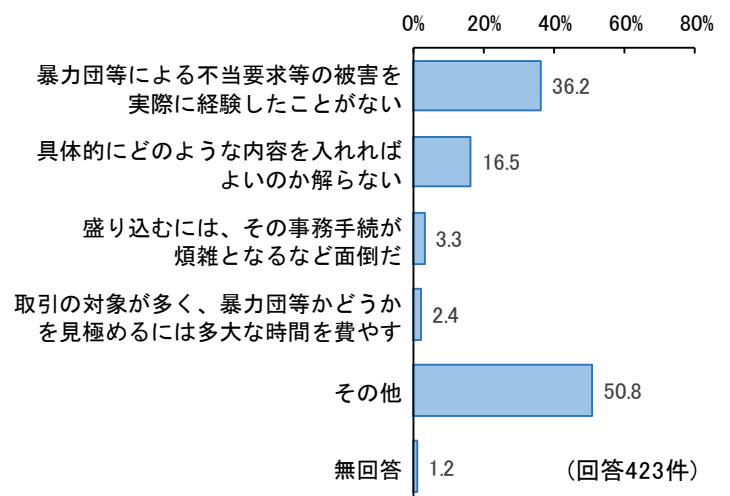


12-1 暴力団排除条項の導入状況（複数回答可）

各種契約に際し、契約書や契約に関する規定等に暴力団排除条項を「盛り込んでいる」と答えた4,261件に、暴力団排除条項が導入されているのはどのような契約かをたずねると、「上記契約を含む、すべての契約」が60.3%（2,570件）と最も多く、以下「工事・製造の請負」が34.5%（1,468件）、「コンサルタント業務の請負」が27.5%（1,173件）、「物品の納入、売買」が24.4%（1,041件）と続く。

12-2 暴力団排除条項を盛り込む予定がない理由について（複数回答可）

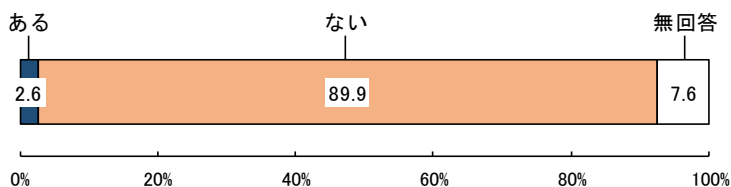
各種契約に際し、契約書や契約に関する規定等に暴力団排除条項を「盛り込んでおらず、今後も盛り込む予定はない」と答えた423件に、今後も盛り込まない理由をたずねると、「暴力団等による不当要求等の被害を実際に経験したことがない」が36.2%（153件）と最も多く、以下「具体的にどのような内容を入れればよいのか解らない」が16.5%（70件）、「盛り込むには、その事務手続が煩雑となるなど面倒だ」が3.3%（14件）、「取引の対象が多く、暴力団等かどうかを見極めるには多大な時間を費やす」が2.4%（10件）と続く。



13 暴力団関係企業の排除措置の有無

すべての回答者に、過去に、契約等の相手方業者が暴力団等の反社会的勢力と判明し、あるいは一定の関係が認められたとして、当該業者を契約等から排除するなどの措置をとったことがあるかをたずねると、「ある」が2.6% (134件)、「ない」が89.9% (4,673件)となっている。

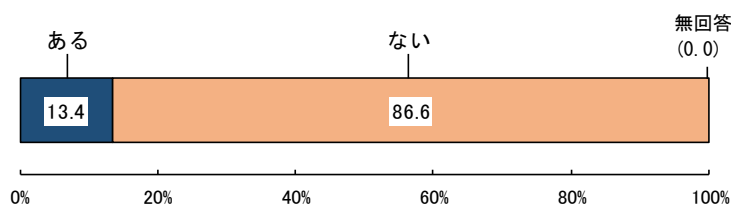
(回答5,200件)



13-1 最近1年間における暴力団関係企業の排除措置の有無

過去に暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除するなどの措置をとったことが「ある」と答えた134件に、最近1年の間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことがあるかをたずねると、「ある」が13.4% (18件)、「ない」が86.6% (116件)となっている。

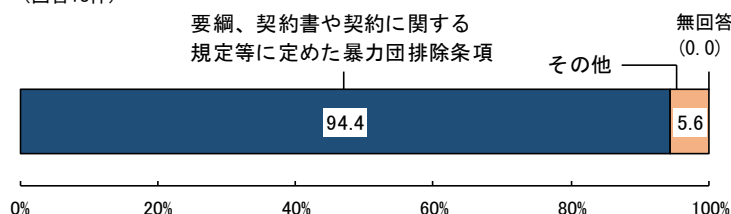
(回答134件)



13-2 最近1年間における暴力団関係企業排除の根拠

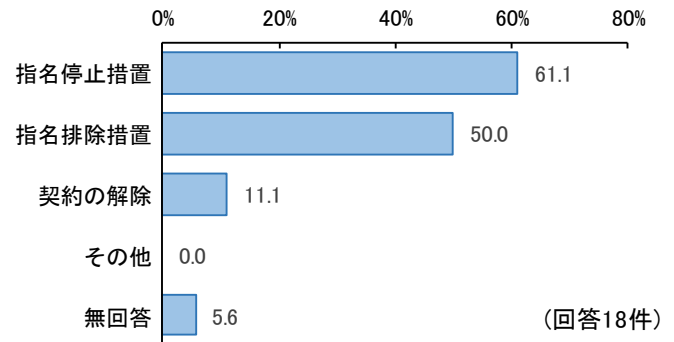
最近1年間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことが「ある」と答えた18件に、暴力団関係企業を排除するに当たり、根拠規定となったものをたずねると、「要綱、契約書や契約に関する規定等に定めた暴力団排除条項」が94.4% (17件)となっている。

(回答18件)



13-3 最近1年間における暴力団関係企業排除の具体的措置（複数回答可）

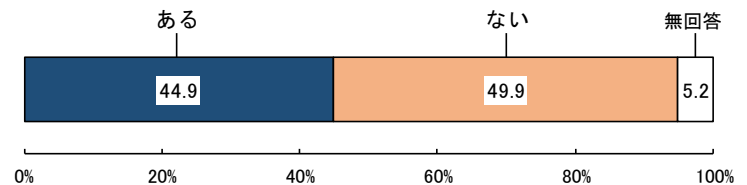
最近1年間に、暴力団関係企業として、当該業者を契約等から排除する措置をとったことが「ある」と答えた18件に、排除に当たり、具体的にどのような措置をとったかをたずねると、「指名停止措置」が61.1% (11件)と最も多く、以下「指名排除措置」が50.0% (9件)、「契約の解除」が11.1% (2件)と続く。



14 不当要求等による被害防止対策の困難性

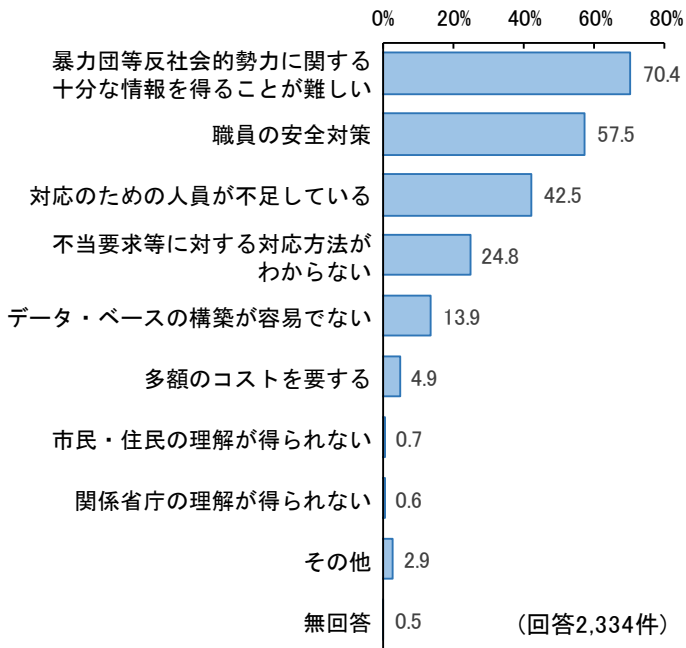
すべての回答者に、不当要求等による被害を防止するための取組を行うにあたって、困難な点を感じることをたずねると、「ある」が44.9% (2,334件)、「ない」が49.9% (2,594件)となっている。

(回答5,200件)



14-1 困難の内容（複数回答可）

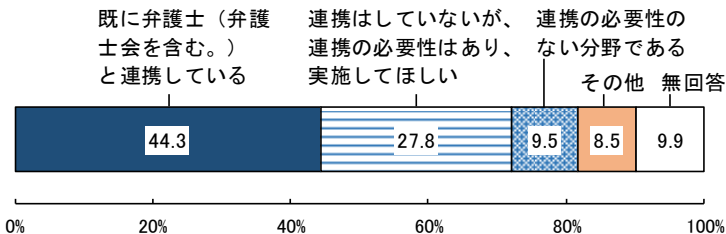
不当要求等による被害を防止するための取組を行うにあたって、困難な点を感じる事が「ある」と答えた2,334件に、どのような点が困難かをたずねると、「暴力団等反社会的勢力に関する十分な情報を得ることが難しい」が70.4%（1,644件）と最も多く、以下「職員の安全対策」が57.5%（1,341件）、「対応のための人員が不足している」が42.5%（993件）、「不当要求等に対する対応方法がわからない」が24.8%（579件）と続く。



15 弁護士との連携

すべての回答者に、不当要求対策としての行政機関と弁護士との連携についてたずねると、「既に弁護士（弁護士会を含む。）と連携している」が44.3%（2,304件）、「連携はしていないが、連携の必要性はあり、実施してほしい」が27.8%（1,445件）、「連携の必要性のない分野である」が9.5%（493件）となっている。

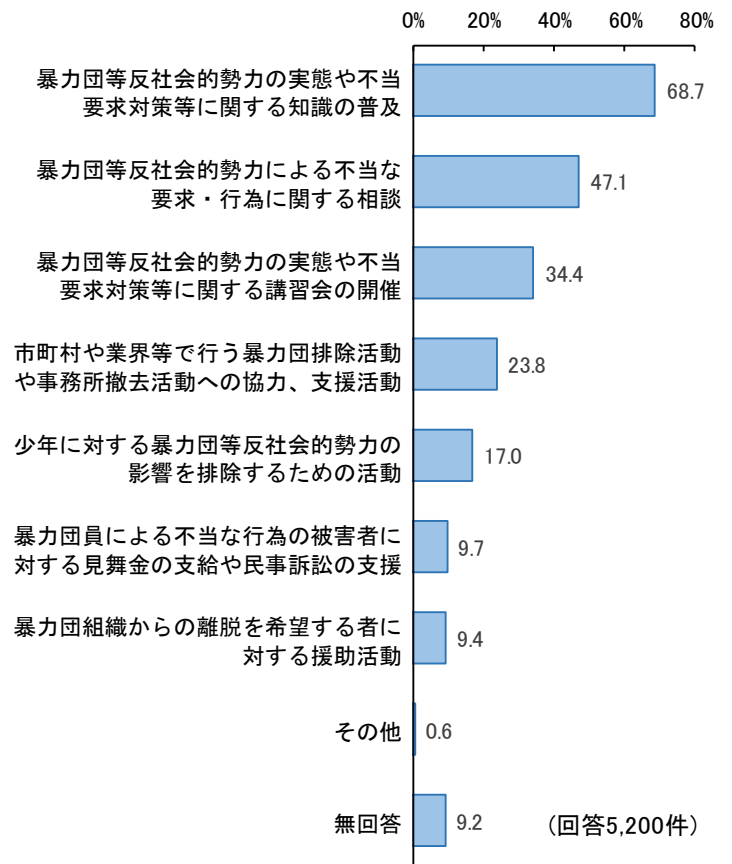
(回答5,200件)



16 暴力追放運動推進センターの活動への要望

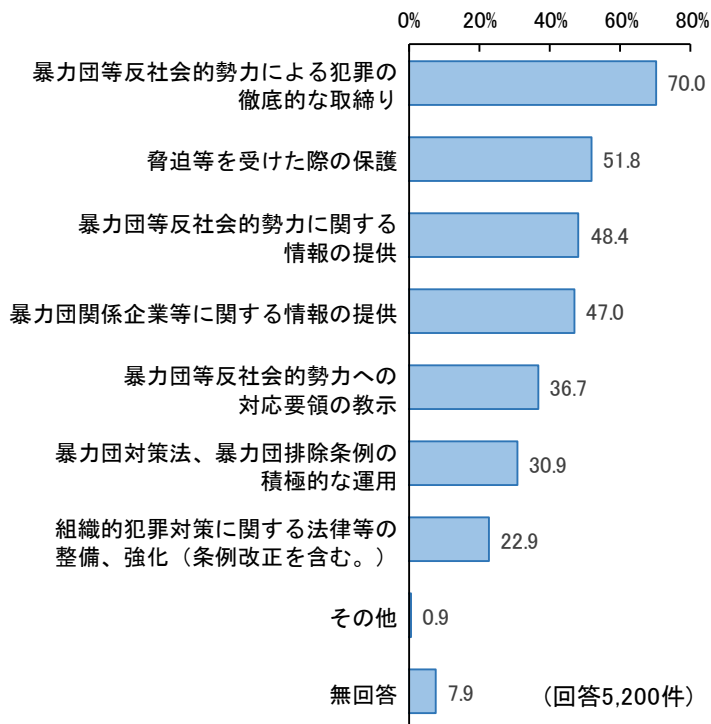
(複数回答可)

すべての回答者に、暴力追放運動推進センターで特に力を入れてほしいと考える活動をたずねると、「暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求対策等に関する知識の普及」が68.7%（3,574件）と最も多く、以下「暴力団等反社会的勢力による不当な要求・行為に関する相談」が47.1%（2,449件）、「暴力団等反社会的勢力の実態や不当要求対策等に関する講習会の開催」が34.4%（1,791件）、「市町村や業界等で行う暴力団排除活動や事務所撤去活動への協力、支援活動」が23.8%（1,239件）と続く。



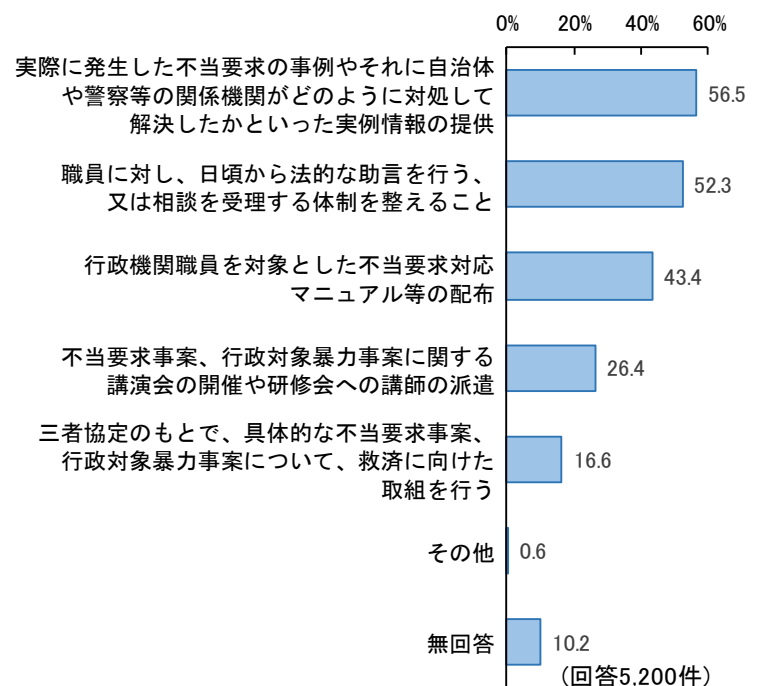
17 不当要求対策についての警察への要望 (複数回答可)

すべての回答者に、不当要求対策を推進するに当たり、警察に対してどのようなことを望むかをたずねると、「暴力団等反社会的勢力による犯罪の徹底的な取締り」が70.0% (3,638件)と最も多く、以下「脅迫等を受けた際の保護」が51.8% (2,694件)、「暴力団等反社会的勢力に関する情報の提供」が48.4% (2,518件)、「暴力団関係企業等に関する情報の提供」が47.0% (2,445件)と続く。



18 不当要求対策についての弁護士、弁護士会への要望 (複数回答可)

すべての回答者に、不当要求対策を推進するに当たり、弁護士、弁護士会に対してどのようなことを望むかをたずねると、「実際に発生した不当要求の事例やそれに自治体や警察等の関係機関がどのように対処して解決したかといった実例情報の提供」が56.5% (2,940件)と最も多く、以下「職員に対し、日頃から法的な助言を行う、又は相談を受理する体制を整えること」が52.3% (2,720件)、「行政機関職員を対象とした不当要求対応マニュアル等の配布」が43.4% (2,257件)、「不当要求事案、行政対象暴力事案に関する講演会の開催や研修会への講師の派遣」が26.4% (1,372件)と続く。



調査主体 全国暴力追放運動推進センター
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
調査機関 一般社団法人輿論科学協会